

## 高知県農業改良資金の貸付資格の認定に関する事務要領

この要領は、農業改良資金融通法（昭和31年法律第102号。以下「法」という。）第6条第1項（法第8条第2項において準用する場合を含む。）の認定（以下「貸付資格の認定」という。）に関して、高知県農業改良資金の貸付資格の認定に関する規則（昭和31年高知県規則第49号。以下「規則」という。）第5項の規定により、必要な事項を定めるものとする。

### 第1 認定計画等について

#### 1 農業改良措置に関する計画

- (1) 規則第1項の規定により貸付資格の認定を受けようとする者（農業改良資金制度運用基本要綱（平成14年7月9日付け14経営第1931号農林水産省事務次官依命通知）第3の1に規定する貸付対象者）（以下「農業者及びその組織する団体」という。）は、高知県農業経営改善関係資金基本要綱（以下「資金基本要綱」という。）第3の1の(1)で定める借入申込希望書（以下「借入希望書」という。）及び経営改善資金計画書を作成し、これを認定申請書（別記第1号様式）に添えて知事に提出しなければならない。
  - (2) 規則第2項の規定により貸付資格の認定を受けようとする者（以下「認定中小企業者」という。）は、借入希望書及び支援計画書（別記第2号様式）を作成し、これを認定申請書（別記第3号様式）及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（以下「農商工等連携促進法」という。）第5条第3項の認定農商工等連携事業計画（以下「認定農商工等連携事業計画」という。）に添えて知事に提出しなければならない。
  - (3) 規則第3項の規定により貸付資格の認定を受けようとする者（以下「認定製造事業者等」という。）は、借入希望書及び支援計画書（別記第2号様式）を作成し、これを認定申請書（別記第4号様式）及び米穀の新用途への利用の促進に関する法律（以下「米穀新用途利用促進法」という。）第5条第3項の認定生産製造連携事業計画（以下「認定生産製造連携事業計画」という。）に添えて知事に提出しなければならない。
  - (4) 規則第4項の規定により貸付資格の認定を受けようとする者（以下「促進事業者」という。）は、借入希望書及び支援計画書（別記第2号様式）を作成し、これを認定申請書（別記第5号様式）及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（以下「六次産業化法」という。）第6条第3項の認定総合化事業計画（以下「認定総合化事業計画」という。）に添えて知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、貸付資格を認定するに当たり、規則第1項及び第2で定める要件を満たすことを確認するため、認定を受けようとする者に対して、1で定める計画と併せて別紙1の農業改良資金貸付資格認定申請書類一覧に掲げる書類の提出を求めるものとする。
  - 3 知事は、貸付資格の認定を受けずに実施し、又は着工した事業（認定を受けた計画と大きく異なる施設、機械等を導入した場合を含む。）に必要な資金を内容とする農業改良資金（法第2条に規定する農業改良資金をいう。以下同じ。）の貸付けについて、貸付資格の認定を行わないものとする。

## 第2 認定基準について

知事は、規則第1項に定めるもののほか、次に掲げるそれぞれの区分に規定する要件を満たす場合は、貸付資格の認定を行うものとする。

なお、認定に当たっては、新たな農業部門若しくは加工の事業の開始又は農畜産物若しくはその加工品の新たな生産・販売方式の導入が、農業者等（法第3条第1項第1号に規定する農業者等をいう。以下同じ。）の個々の農業経営の改善に資するものであることを、地域の実状をしん酌しつつ別紙2により適切に判断するものとする。

### 1 農業者及びその組織する団体

新たな農業部門の経営の開始において、規則第1項に定める作目区分が同一の農畜産物であっても、技術・経営ノウハウが大きく異なるものについては、別の区分とすることができる。

### 2 認定中小企業者

認定農工商等連携事業を行う連携先の農業者等（農工商等連携促進法第2条第2項の団体の構成員又は出資者である農業者等を含む。以下「連携先の農業者等」という。）の経営改善に対する寄与度が高いと認められる次の措置に対して行う。

#### (1) 農業経営に必要な施設の設置

連携先の農業者等に代わり、認定中小企業者が当該連携先の農業者等が行う生産活動に必要な機械、建物等を導入し、当該機械、建物等を当該連携先の農業者等が利用することをいう。この施設は、固定資産又は流動資産の別を問わないものとし、トラクター、コンバイン等の農業機械又は保管庫、格納庫、ビニルハウス等の農業生産に関連する建物等とする。ただし、施設の改良によるものを除く。

#### (2) 認定中小企業者が使用する加工施設の改良、造成又は取得

認定中小企業者が連携先の農業者等の農畜産物又はその加工品（以下(2)及び(3)において「農畜産物等」という。）を原料又は材料として相当程度使用することが見込まれることにより、当該連携先の農業者等の農業改良措置を支援するための措置として有効な加工施設の改良、造成又は取得をいう。

この「相当程度使用することが見込まれること」の具体的な判断基準として、次のいずれも満たさなければならない。ただし、認定中小企業者において、連携先の農業者等からの農畜産物等のみでは商品の生産等を行うことができない場合にあつては、連携先の農業者等から調達する農畜産物等以外の農畜産物等を他から調達することもできるが、その際には、これらの農畜産物等全体の調達量に占める連携先の農業者等からの当該農畜産物等の調達量の割合（以下「連携先調達割合」という。）は、おおむね50パーセントを超えることが見込まれることとする。

ア 農工商等連携事業を契機に、連携先の農業者等が新規に又は拡大して農畜産物等を生産する場合は、認定中小企業者は、その新規に又は拡大して生産された農畜産物等を全て引き受けることが見込まれること。

イ アの引受けについて、認定中小企業者と連携先の農業者等とは、安定的な取引関係として、最低5年以上の契約を継続することが見込まれること。

#### (3) 認定中小企業者が使用する販売施設の改良、造成又は取得

連携先の農業者等の生産する農畜産物等を相当程度販売することが見込まれる販売

施設の改良、造成又は取得をいう。

この「相当程度販売することが見込まれる」の具体的な判断基準については、(2)の規定を準用する。この場合において、(2)のただし書中の「生産等」とあるのは、「販売」と読み替えるものとする。

### 3 認定製造事業者等

農業経営に必要な施設であって、新用途米穀（米穀新用途利用促進法第2条第2項に規定する新用途米穀をいう。以下同じ。）の生産の高度化に資するものに対して行う。

具体的には、認定生産製造連携事業計画に従って事業を行う農業者等に代わって、認定製造事業者等が新用途米穀の低コスト化、高品質化等に資する当該農業者等の行う生産活動に必要な機械、建物等を導入し、当該機械、建物等を当該農業者等が利用することをいう。この施設は、固定資産又は流動資産の別を問わないものとし、レーザー式均平作業機、自動種子コーティング機、水稻直播機等の農業機械又は低温保管貯蔵施設、乾燥施設、格納庫等の農業生産に関連する施設とする。

### 4 促進事業者

認定総合化事業を行う支援先の農業者等（六次産業化法第3条第1項の団体の構成員又は出資者である農業者等を含む。以下「支援先の農業者等」という。）の経営改善に対する寄与度が高いと認められる次に掲げる措置に対して行う。

#### (1) 農業経営に必要な施設の設置

促進事業者が支援先の農業者等に代わり、当該支援先の農業者等が行う農畜産物（その生産又は加工に伴い副次的に得られた物品のうち動植物に由来するものを含む。）の生産（六次産業化法第3条第3項に規定する生産をいう。以下4において同じ。）又はその加工若しくは販売の活動に必要な機械、建物等を導入し、当該機械、建物等を当該支援先の農業者等が利用することをいう。この施設は、固定資産又は流動資産の別を問わないものとし、周年安定栽培に適したビニルハウス、稲わらの収集、加工用野菜の効率的な収穫等に必要な機械、農畜産物の加工用施設、直販所等の農畜産物の生産又はその加工若しくは販売に関連するものとする。ただし、施設の改良によるものを除く。

#### (2) 促進事業者が使用する加工施設の改良、造成又は取得

促進事業者が支援先の農業者等の生産等に係る農畜産物又はその加工品（以下(2)及び(3)において「農畜産物等」という。）を原料又は材料として相当程度使用することが見込まれることにより、当該支援先の農業者等の農業改良措置を支援するための措置として有効な加工施設の改良、造成又は取得をいう。

この「相当程度使用することが見込まれること」の具体的な判断基準として、促進事業者において、支援先の農業者等からの農畜産物等のみでは商品の生産等を行うことができない場合にあつては、支援先の農業者等から調達する農畜産物等以外の農畜産物等を他から調達することもできるが、その際には、これらの農畜産物等全体の調達量に占める支援先の農業者等からの当該農畜産物等の調達量の割合（以下「支援先調達割合」という。）は、おおむね50パーセントを超えることが見込まれることとする。

#### (3) 促進事業者が使用する販売施設の改良、造成又は取得

支援先の農業者等の生産等に係る農畜産物等を相当程度販売することが見込まれる

販売施設の改良、造成又は取得をいう。

この「相当程度販売することが見込まれる」の具体的な判断基準については、(2)の規定を準用する。この場合において、(2)の中の「商品の生産等」とあるのは、「商品の販売」と読み替えるものとする。

### 第3 認定手続について

貸付資格の認定申請は、資金基本要綱第3で定める貸付けの手続等に準ずるものとし、次により株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）又は融資機関を経由して行わなければならない。

- 1 貸付資格の認定を受けようとする者は、第1の1及び第1の2で定める書類（以下「申請関係書類」という。）を公庫又は融資機関へ提出しなければならない。
- 2 申請関係書類を受け取った公庫又は融資機関は、別紙1により書類の整備状況を確認した上で、送付文書（別記第6号様式）を添えて申請関係書類を協同組合指導課へ提出しなければならない。
- 3 知事は、申請関係書類を提出した公庫又は融資機関に対し、申請関係書類の受理から原則として2週間以内に、別記第7号様式及び別記第8号様式により貸付資格の適否を通知するものとする。ただし、当該期限内に審査が終了することができないやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。
- 4 公庫又は融資機関は、3により送付を受けた農業改良資金貸付資格認定結果通知書（別記第7号様式）を貸付資格の認定を受けようとする者へ交付するとともに、併せて資金基本要綱第5の6の(2)の規定により農業改良資金に関する融資の可否を通知しなければならない。
- 5 公庫又は融資機関は、資金基本要綱第5の6の(4)の規定により通知した農業改良資金に関する融資審査結果を知事へ文書で通知しなければならない。

### 第4 認定審査について

- 1 協同組合指導課は、第3の2により提出された申請関係書類を審査し、これを受理した後速やかに農業改良助長法（昭和23年法律第165号）第12条第1項に規定する普及指導センター又は家畜保健衛生所（以下「関係指導所」という。）へ申請関係書類の写しを送付して技術判定等の意見を求めるものとする。ただし、協同組合指導課長が特に必要と判断する場合は、知事が別に定める高知県農業改良資金運営会議を開催して審査することとする。
- 2 申請関係書類の写しの送付を受けた関係指導所は、申請内容を検討し、農業改良措置に係る技術判定及び農業改良資金の貸付資格に係る意見書（別記第9号様式）を作成して、協同組合指導課へ提出するものとする。
- 3 関係指導所は、2の意見書の作成に当たり、当該地区の普及活動上必要と判断した場合は、市町村、農業委員会その他の関係機関へ申請関係書類の写しを送付し、次に掲げる事項に関して意見を聴くものとする。
  - (1) 農業振興計画等との関連性
  - (2) 畜産環境汚染防止等の措置状況
  - (3) 農用地の権利移動等

(4) その他必要な事項

- 4 知事は、3に掲げる事項に関して特に必要があると判断した場合は、関係機関の長に対して農業改良措置に係る意見書（別記第10号様式及び別記第11号様式）の提出を求めるものとする。
- 5 知事は、1の審査結果に加えて、2及び4により提出のあった意見書に基づき、また、必要に応じて高知県畜産会、市町村特別融資制度推進会議その他の団体又は関係機関に意見を求め、その意見をしん酌した上で、申請内容について貸付資格の適否を決定するものとする。

第5 制度の適正かつ効率的な運営について

1 関係機関等の連携について

県、市町村、公庫、融資機関等の関係機関は、農業改良資金制度の適正な運営を図るため、関係指導所における技術的・経営的な普及指導、市町村における農業振興計画、環境汚染防等に関する指導、農地保有合理化法人又は農業委員会における経営規模拡大のための農用地の権利移動等に関する指導、融資を行う機関における借受者の経済的状態、投資能力等の把握等、関係機関又は団体がその役割に応じた機能を十分に発揮することができるよう互いに連携に努めなければならない。

2 審査機関の連携について

(1) 知事は、第4の4による決定に当たり必要があると認める場合は、資金基本要綱第3の2の(1)の規定による判断（以下「融資審査」という。）につき公庫又は融資機関から意見を聴くものとする。

また、関係指導所において、第4の2による意見書の作成に当たり必要があると認める場合も、同様とする。

(2) 公庫又は融資機関は、融資審査に当たり必要がある場合は、第3の3により通知された内容につき協同組合指導課その他の関係機関から意見を聴くものとし、資金基本要綱第5の3の(2)の規定による円滑かつ的確な融資審査に努めなければならない。

(3) (1)及び(2)において「必要がある場合」とは、融資審査と貸付資格の適否との双方で異なる結果が生じる場合を含むものとする。

3 融資実行後の措置について

(1) 公庫又は融資機関は、資金基本要綱第3の4の(2)の規定により、毎年、農業改良資金の借入者（以下「借入者」という。）から経営状況の報告を求めて計画の達成状況を把握しなければならない。

(2) 公庫又は融資機関は、(1)により借入者の計画達成が困難と判断した場合は、資金基本要綱第6の2の規定により関係指導所に対して指導を求める等、関係機関と連携して借入者に適切な指導を行わなければならない。

別記

第1号様式

年 月 日

農業改良資金貸付資格認定申請書

高知県知事 様

住 所

氏 名

印

農業改良資金融通法（昭和31年法律第102号）第3条第1項の農業改良資金の貸付けについて、高知県農業改良資金の貸付資格の認定に関する規則（昭和31年高知県規則第49号）第1項及び高知県農業改良資金の貸付資格の認定に関する事務要領第1の1の(1)の規定により貸付資格の認定を受けたいので、申請します。

なお、この申請書（別添書類を含む。）及び県が保有する農業改良資金の貸付残高に関する情報を関係機関に対して提供することに同意します。

-----  
(別添書類)

- 1 借入申込希望書
- 2 経営改善資金計画書
- 3 第1の2に定める書類

第2号様式

支 援 計 画 書

受 理 機 関	
---------	--

1 農業改良資金の借受けの概要

償還期間	据置期間	資金交付 希 望 日	借り受けようとする事業費及び申請額		
			事 業 量	事 業 費	申 請 額
年	年	月 日		千円	千円

申 請 者 の 概 要	
申請者の氏名若しくは名称、主たる事業所(場)の所在地、設立時期(個人にあつては事業開始の時期)、事業の概要、資本金の額若しくは出資の総額及び常時使用する従業者数	

2 認定中小企業者、認定製造事業者等又は促進事業者による農業改良措置の支援の概要

(1) 農業改良措置を支援するための措置の内容

--

(2) 支援によって改善される農業者の農業経営の概要

区 分	具体的作物家畜名等
<input type="checkbox"/> 新農業部門の経営の開始 <input type="checkbox"/> 新加工事業の経営の開始 <input type="checkbox"/> 農畜産物の生産方式の導入 <input type="checkbox"/> 農畜産物の販売方式の導入 <input type="checkbox"/> 農畜産物の加工品の生産方式の導入 <input type="checkbox"/> 農畜産物の加工品の販売方式の導入	例 変更前 → 変更後 春まき小麦 春まき小麦 プラウ耕起～破土 (プラウ耕起) 破土・整 ・整地～施肥・は種 地・施肥・は種 コンビドリルを導入することにより、春まき小麦のは種体系を変更。破土、整地、施肥及びは種が1工程で可能となり、労働時間の軽減や適期は種作業を可能とし、コストの削減及び品質の向上が図られる。

(注) 1 「区分」欄については、該当する選択肢に  を記してください。

2 具体的作物家畜名は、農業改良措置(農業経営の改善)の内容が明確になるように記入してください。

3 計画期間

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日





6 連携又は支援先の農業者等から調達する農畜産物等の調達計画

年度	農畜産物等の種類	農畜産物等の調達総量 A	連携又は支援先の農業者等の氏名	連携先の農業者等からの調達数量 B	新規又は拡充量(トン)	調達量の割合(%) B / A	備考
初年度 (H 年度)							
2年目 (H 年度)							
3年目 (H 年度)							
4年目 (H 年度)							
5年目 (H 年度)							
~~~~~							
最終年度 (H 年度)							
連携又は支援する農業者が生産する農畜産物等の引受けに係る契約期間				年 月 日 ~ 年 月 日			

- (注) 1 連携又は支援先の農業者等が複数の場合は、「連携又は支援先の農業者等からの調達数量」欄及び「新規又は拡充量(トン)」欄は、各連携又は支援先の農業者ごとの数量と全体の数量を記入してください。
- 2 農商工等連携事業を契機に、連携先の農業者等が新規に又は拡大して農畜産物等を生産する場合は、認定中小企業者は、その新規に又は拡大して生産された全ての農畜産物等の引き受けを見込むようにしてください。
- 3 認定中小企業者が使用する加工施設又は販売施設の取得等を行う場合は、連携先の農業者等と最低5年以上の契約を締結し、安定的な取引関係の継続を見込むようにしてください。
- 4 認定中小企業者及び促進企業者が施設を使用する場合において、連携又は支援先の農業者等からの農畜産物等のみでは商品の生産等を行うことができない場合にあっては、連携又は支援先の農業者等から調達する農畜産物等と同種の農畜産物等を他から調達することもできますが、その際には、この農畜産物等全体の調達量に占める連携又は支援先の農業者等からの当該農畜産物等の調達量の割合はおおむね50パーセントを超えることが見込まれる場合とします。
- 5 添付書類で当該調達計画記載事項が把握可能である場合は、その旨を記載してください。

農業改良資金貸付資格認定申請書（認定中小企業者用）

高知県知事 様

住 所

氏 名

印

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）第12条第1項の規定により読み替えて適用する農業改良資金融通法（昭和31年法律第102号）第3条第1項の農業改良資金の貸付けについて、高知県農業改良資金の貸付資格の認定に関する規則（昭和31年高知県規則第49号）第2項及び高知県農業改良資金の貸付資格の認定に関する事務要領第1の1の(2)の規定により貸付資格の認定を受けたいので、申請します。

なお、この申請書（別添書類を含む。）及び貴県が保有する農業改良資金の貸付残高に関する情報を関係機関に対して提供することに同意します。

-----  
(別添書類)

- 1 借入申込希望書
- 2 支援計画書（別記第2号様式）
- 3 認定農商工等連携事業計画
- 4 第1の2に定める書類

農業改良資金貸付資格認定申請書（認定製造事業者等用）

高知県知事 様

住 所

氏 名

印

米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成21年法律第25号）第8条第1項の規定により読み替えて適用する農業改良資金融通法（昭和31年法律第102号）第3条第1項の農業改良資金の貸付けについて、高知県農業改良資金の貸付資格の認定に関する規則（昭和31年高知県規則第49号）第3項及び高知県農業改良資金の貸付資格の認定に関する事務要領第1の1の(3)の規定により貸付資格の認定を受けたいので、申請します。

なお、この申請書（別添書類を含む。）及び貴県が保有する農業改良資金の貸付残高に関する情報を関係機関に対して提供することに同意します。

-----  
(別添書類)

- 1 借入申込希望書
- 2 支援計画書（別記第2号様式）
- 3 認定生産製造連携事業計画
- 4 第1の2に定める書類

農業改良資金貸付資格認定申請書（促進事業者用）

高知県知事 様

住 所

氏 名

印

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）第9条第1項の規定により読み替えて適用する農業改良資金融通法（昭和31年法律第102号）第3条第1項の農業改良資金の貸付けについて、高知県農業改良資金の貸付資格の認定に関する規則（昭和31年高知県規則第49号）第4項及び高知県農業改良資金の貸付資格の認定に関する事務要領第1の1の(4)の規定により貸付資格の認定を受けたいので、申請します。

なお、この申請書（別添書類を含む。）及び貴県が保有する農業改良資金の貸付残高に関する情報を関係機関に対して提供することに同意します。

-----  
(別添書類)

- 1 借入申込希望書
- 2 支援計画書（別記第2号様式）
- 3 認定総合化事業計画
- 4 第1の2に定める書類

第6号様式

第 号  
年 月 日

高知県知事 様

公庫又は融資機関の代表者 印

農業改良資金貸付資格認定申請書の送付について

農業改良資金融通法（昭和31年法律第102号）第3条第1項の農業改良資金の貸付けについて、 年 月 日付けで別添のとおり〇〇〇〇（申請者名）から農業改良資金貸付資格認定申請書の提出がありましたので、送付します。

-----  
(別添書類)

提出のあった農業改良資金貸付資格認定申請書（別添書類を含む。）

農業改良資金貸付資格認定結果通知書

様

高知県知事

印

(貸付資格を認定する場合)

年 月 日付で認定申請がありました農業改良資金の貸付資格について、計画に記載された農業改良措置に関して農業改良資金の貸付けを受けることは、適当と認められますので、通知します。

(貸付資格を認定しない場合)

年 月 日付で認定申請がありました農業改良資金の貸付資格について、計画に記載された農業改良措置に関して農業改良資金の貸付けを受けることは、以下の理由から適当でないと認められますので、通知します。

貸付資格を認定しない理由

--

公庫又は融資機関の代表者 様

高知県知事

印

農業改良資金貸付資格認定結果の通知について

年 月 日付けで〇〇〇〇(申請者名) から認定申請がありました農業改良資金の貸付資格については、別添農業改良資金貸付資格認定結果通知書のとおりですので、お知らせします。

つきましては、同資金に係る融資の可否を通知する際には、必ず申請者に対して通知書を交付してください。

(注) 当該申請者に対して既に県が貸し付けた農業改良資金の貸付残高が存在する場合は、次の文章を追加する。

なお、当該申請者に対して県が貸し付けた農業改良資金の残高は、 円  
(平成 年 月 日現在) です。

-----  
(別添書類)

農業改良資金貸付資格認定結果通知書 (別記第 7 号様式)

第9号様式の1

農業改良措置に係る技術判定及び農業改良資金の貸付資格に係る意見書（農業者等用）

申請者の氏名（団体名）	
農業改良措置の内容	<input type="checkbox"/> 適当 <input type="checkbox"/> 不適當
該当区分	<input type="checkbox"/> 新たな農業部門の経営の開始 <input type="checkbox"/> 新たな農畜産物の加工の事業の経営の開始 <input type="checkbox"/> 農畜産物又はその加工品の新たな生産の方式の導入 <input type="checkbox"/> 農畜産物又はその加工品の新たな販売の方式の導入
要件等(注1)	
適否の理由、問題点等	
実施する事業の内容	<input type="checkbox"/> 農業改良措置の実施に必要 <input type="checkbox"/> 農業改良措置との関連性なし
主な改善効果	<input type="checkbox"/> 品質、収量等の向上 <input type="checkbox"/> コスト、労働力等の削減 <input type="checkbox"/> その他効果（ ） <input type="checkbox"/> 改善効果なし
計画目標の達成	<input type="checkbox"/> 容易に達成できる <input type="checkbox"/> 努力すれば達成できる <input type="checkbox"/> 相当努力が必要 <input type="checkbox"/> 困難
地域における当該農業改良措置の適合性について(注2)	<input type="checkbox"/> 適当 <input type="checkbox"/> 不適當
当該技術等の地域での普及状況	<input type="checkbox"/> 地域での普及状況は十分でなく、今後普及させる必要がある <input type="checkbox"/> 地域では既に普及している
貸付資格の認定について	<input type="checkbox"/> 適当 <input type="checkbox"/> 不適當
適否の理由、問題点等	
特記事項(注3) (必要な場合のみ記載)	

(注) 1 要件等は、別紙2及び別添を参照に、該当する項目を記入してください。

2 農業改良措置の内容が別紙2第2の2の(11)に該当する場合は、記入してください。

3 第4の3の規定により聴取した内容は、特記事項に記入してください。

年 月 日

協同組合指導課長 様

年 月 日付け第 号で照会のありましたことについては、上記のとおりです。

関係指導所長 印



第9号様式の2

農業改良措置に係る技術判定及び農業改良資金の貸付資格に係る意見書(特例対象者用)

申請者の氏名(団体名)		
農業改良措置の内容		<input type="checkbox"/> 適当 <input type="checkbox"/> 不適当
申請者 (注2)	該当区分	<input type="checkbox"/> 農業経営に必要な施設の設置 <input type="checkbox"/> 認定中小企業者又は促進事業者が使用する加工施設の改良、造成又は取得 <input type="checkbox"/> 認定中小企業者又は促進事業者が使用する販売施設の改良、造成又は取得
	要件等	
連携先の 農業者等 (注2)	該当区分	<input type="checkbox"/> 新たな農業部門の経営の開始 <input type="checkbox"/> 新たな農畜産物の加工の事業の経営の開始 <input type="checkbox"/> 農畜産物又はその加工品の新たな生産の方式の導入 <input type="checkbox"/> 農畜産物又はその加工品の新たな販売の方式の導入
	要件等	
適否の理由、問題点等		
実施する事業の内容		<input type="checkbox"/> 農業改良措置の実施に必要 <input type="checkbox"/> 農業改良措置との関連性なし
連携先の農業者等の主な改善効果		<input type="checkbox"/> 品質、収量等の向上 <input type="checkbox"/> コスト、労働力等の削減 <input type="checkbox"/> その他効果( ) <input type="checkbox"/> 改善効果なし
計画目標の達成		<input type="checkbox"/> 容易に達成できる <input type="checkbox"/> 努力すれば達成できる <input type="checkbox"/> 相当努力が必要 <input type="checkbox"/> 困難
貸付資格の認定について		<input type="checkbox"/> 適当 <input type="checkbox"/> 不適当
適否の理由、問題点等		
特記事項 (必要な場合のみ記載)		

(注) 1 特例対象者とは、認定中小企業者、認定製造事業者等又は促進事業者をいいます。

2 要件等は、別紙2及び別添を参照に、該当する項目を記入してください。

年 月 日

協同組合指導課長 様

年 月 日付け第 号で照会のありましたことについては、上記のとおりです。

関係指導所長 印

高知県知事 様

市町村長 ⑩

農業改良措置に係る意見書

下記の者が実施しようとする農業改良措置について、下記のとおり判断しましたので、お知らせします。

記

- 1 申請者  
住所  
氏名
- 2 市町村における農業振興計画、酪農・肉用牛生産近代化計画等との関連性
  - (1) 振興計画等の一環で特に奨励している
  - (2) 振興計画等に入っていないが適当な事業と認められる
  - (3) 奨励すべき事業でない  
(該当する番号に○印を付してください。)
- 3 市町村が実施するその他の農業施策との関連性からの申請者の事業計画に対する判断
  - (1) 適当な計画であると認められる
  - (2) 不適当であると思われる  
(該当する番号に○印を付してください。)
- 4 その他  
(不適当な理由、環境汚染その他特別に必要な場合のみ記入してください。)

高知県知事 様

市町村長 ⑩

農業改良措置（畜産関係）に係る意見書

下記の者が実施しようとする農業改良措置について、各種法規制及び畜産環境汚染、特に悪臭防止法による規制の見地から検討の結果、下記のとおり判断しましたので、お知らせします。

記

1 申請者

(1) 住 所

氏 名

(2) 実施事業の所在地

(3) 施設建設予定地の地目

2 畜舎及び経営規模

畜種名

現況経営規模

目標経営規模

3 畜産環境汚染防止に対し申請者が行う具体的な措置

4 各種法規制について

(1) 都市計画法による市街化地域及び用途指定地域の内外の区別

(2) 農業振興地域の内外の区別

(3) 農振法に基づく農用地区域の内外の区別

(4) 農地法に基づき農地転用を必要とする場合、転用手続の状況

(5) 水質汚濁防止法に基づく特定施設設置届の状況

(6) 建築基準法による建築確認手続の状況

(7) 悪臭防止法による規制地域内外の区別

5 総合意見

〔参考事項〕畜産公害に対する市町村の指導方針及び措置

(1) 申請者に対する指導方針及び措置

(2) 悪臭防止法による規制地域内畜産事業所に対する市町村の施策

団 体 の 概 要

名 称	
主たる事務所の所在地	市 郡 町 村 番地
会 員 数	
事 業 の 概 要	
設 立 の 時 期	年 月 日設立
役員 の 職 名 及 び 氏 名	職 名 氏 名
資産の概要及びその他の 参 考 事 項	

(注) 定款又は規約及び決算書の写しを添付してください。

農業改良資金貸付資格認定申請書類一覧

貸付資格認定申請書類（第1の1関係）	
<input type="checkbox"/> 認定申請書（別記第1号様式） <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 借入申込希望書（資金基本要綱様式第1号）</li> <li><input type="checkbox"/> 経営改善資金計画書（資金基本要綱様式第2号）</li> <li><input type="checkbox"/> 最近3か年の青色申告書、白色申告書及び決算書の写し</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 認定申請書（別記第3号、第4号及び第5号様式） <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 借入申込希望書（資金基本要綱様式第1号）</li> <li><input type="checkbox"/> 支援計画書（別記第2号様式）</li> <li><input type="checkbox"/> 各連携事業計画</li> </ul>
貸付資格要件確認書類（第1の2関係）	
貸付対象者	<input type="checkbox"/> 基第3の1の(1) （エコファーマー） <input type="checkbox"/> 持続性の高い農業生産方式の導入計画書及び同認定通知書の写し
	<input type="checkbox"/> 基第3の1の(2) （農工商等連携農業者等） <input type="checkbox"/> 農工商等連携事業計画及び同認定書の写し
	<input type="checkbox"/> 基第3の1の(3) （バイオ燃料連携農業者等） <input type="checkbox"/> 生産製造連携事業計画及び同認定書の写し
	<input type="checkbox"/> 基第3の1の(4) （新用途米穀生産者等） <input type="checkbox"/> 生産製造連携事業計画及び同認定書の写し
	<input type="checkbox"/> 基第3の1の(5) （六次産業化生産者等） <input type="checkbox"/> 総合化事業計画及び同認定書の写し
	<input type="checkbox"/> 基第4の1の(1) （認定中小企業者） <input type="checkbox"/> 農工商等連携事業計画に係る認定書の写し <input type="checkbox"/> 最近3か年の決算書等の写し
	<input type="checkbox"/> 基第4の1の(2) （認定製造事業者等） <input type="checkbox"/> 生産製造連携事業計画に係る認定書の写し <input type="checkbox"/> 最近3か年の決算書等の写し
	<input type="checkbox"/> 基第4の1の(3) （認定促進事業者） <input type="checkbox"/> 総合化事業計画に係る認定書の写し <input type="checkbox"/> 最近3か年の決算書等の写し
	<input type="checkbox"/> 上記のうち団体の場合 <input type="checkbox"/> 団体の概要（別記第12号様式） <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 定款又は規約の写し</li> <li><input type="checkbox"/> 最近3か年の決算書等の写し</li> </ul>
資金内容	<input type="checkbox"/> 貸付対象事業に係る見積書又は計算書及びカタログ <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> ハウス等の建構築物等は、平面図、立面図等を添付</li> <li><input type="checkbox"/> 農地の賃借料等は、賃貸借契約書を添付</li> </ul>
	<input type="checkbox"/> 主要経営作物の栽培体系表（栽培方法又は栽培体系が変更になる場合に限る。）
その他	<input type="checkbox"/> その他関係指導所及び融資機関において審査に必要な書類 （ ）

基：農業改良資金制度運用基本要綱

## 別紙 2

第1 新たな農業部門又は加工の事業の経営の開始については、既存の経営を総合的に勘案し、貸付けを行うことにより、農業者等の所得の向上及び経営の効率化、安定化等が図られる見込みがあることを要することに留意するものとする。

第2 農畜産物又はその加工品の新たな生産方式の導入については、次に留意するものとする。

1 生産方式の改善は、単一の技術導入ばかりでなく、能率的な技術又は合理的に組み合わせられた一連の技術によって行われることにも配慮すること。

この場合の「技術の合理的な組合せ」の判断に当たっては、この資金により導入する施設、機械等だけでなく、当該農業者等が既に所有している施設、機械等も含め、これらの施設、機械等による技術の組合せを総合的に判断しなければならない。

2 導入する技術・生産方式については、次に掲げるとおりであるが、この他の技術・生産方式の導入についても、地域の実状をしん酌しつつ農業者等の個々の農業経営の改善内容に応じて適切に判断するものとする。

(1) バイテク

有害なウイルスに汚染されていない野菜又は花きの苗を生産し、又は増殖するための技術を導入する場合

(2) 生産環境改善

農業生産に伴う生産環境の悪化を防止するための技術を導入する場合

(3) 生産組織

農業者の組織する団体又はその構成員が当該団体において決定されたその構成員との間における取決めに従いその農業の生産行程を遂行する場合において、当該団体が、当該生産行程の主要な部分についての相互に密接な関連を有する一連の能率的な技術を導入する場合

(4) 水田農業

ア 水田において行う農業の生産行程の規模を拡大し、かつ、その農業の生産行程の総合的な改善を行う場合において、当該拡大後の規模における生産行程の主要な部分についての相互に密接な関連を有する一連の能率的な技術を導入する場合

イ 水田における稲の直播又は移植から収穫までの一連の作業の省力化を行い、かつ、その農業の生産行程の総合的な改善を行う場合において、その農業の生産行程の主要な部分についての相互に密接な関連を有する一連の能率的な技術を導入する場合

ウ 農業者の組織する団体において決定された取決めに従い水田における稲及び稲以外の作物の組合せ並びに栽培管理方法の改善を行う場合において、その生産行程の主要な部分についての相互に密接な関連を有する稲以外に係る一連の能率的な技術を導入する場合

エ 水田において栽培する作物を稲（飼料の用に供するものを除く。）以外のものに転換することによりその農業の生産行程の総合的な改善を行う場合において、その生産行程の主要な部分について相互に密接な関連を有する稲以外に係る一連の能率的な技術を導入する場合

(5) 環境保全型農業

化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材を原則として使用しない農業又はその地域において通常行われる有害動植物の防除若しくは施肥と比較して化学的に合成された農薬若しくは肥料の使用を減少させる農業を導入し、かつ、その農業の生産行程の総合的な改善を行う生産方式を導入する場合

(6) 畑作

ア 畑地における作物の種類<sup>ア</sup>の組合せ及び栽培管理方法の改善によりその作付体系を合理化し、かつ、その農業の生産行程の総合的な改善を行う生産方式を導入する場合

イ 畑地における作物に係る収穫物の品質の改善を図る生産方式を導入する場合

ウ 畑地における作物のは種又は植付けから収穫まで（茶にあっては、整枝から収穫まで）の一連の作業の省力化を行う生産方式を導入する場合

(7) 果樹

ア 栽培する果樹の品種の転換、ウイルスフリー樹、ボックス栽培、高畝栽培<sup>うね</sup>若しくはマルチ栽培への転換又は前進出荷品質向上施設の導入により、果実の品質の改善を図る生産方式を導入する場合

イ 果樹の栽培から果実の収穫までの一連の作業の省力化を促進する生産方式を導入する場合

ウ 改植又は規模拡大を伴う新植により栽培する果樹以外の種類の果樹を導入し、かつ、その農業の生産行程の総合的な改善を行う生産方式を導入する場合

(8) 野菜

ア 気象上の原因により野菜の生育が阻害されることを防止する生産方式を導入する場合

イ 野菜の生育条件を総合的に調節し、及び管理する生産方式を導入する場合

ウ 野菜のは種又は植付けから収穫又は調製までの一連の作業の省力化を行う生産方式を導入する場合

(9) 花き

ア 気象上の原因により花きの生育が阻害されることを防止する生産方式を導入する場合

イ 花きの生育条件を総合的に調節及び管理する生産方式を導入する場合

ウ 花きのは種又は植付けから収穫又は調製までの一連の作業の省力化を行う生産方式を導入する場合

(10) 畜産

飼料の自給度の向上、乳牛の飼養管理方法の改善、肉用牛の飼養規模の拡大若しくは飼養管理方法の改善、豚の飼養管理方法の改善又は鶏の飼養管理方法の改善により、酪農、肉用牛生産、養豚又は養鶏の生産行程の総合的な改善を行う生産方式を導入する場合

(11) 地域農業技術及び加工技術

地域の自然的条件及び農業事情からみて農業経営の改善を促進するために特に普及を図る必要があると認められる能率的な農業の技術及び付加価値を高める農畜産物の加工の技術であって、県が定める基準又は普及すべき技術モデル等に適合する

## 場合

第3 農畜産物又はその加工品の新たな販売方式の導入については、直売方式のほか、インターネットを活用した販売方式、更に、食の情報発信、農作業や農畜産物の加工体験を通して消費者との交流を併せ行う販売方式等があるので、農業者の新しい発想をいかした取組が促進されるよう留意するものとする。



### 農業改良措置の判断基準（例）

項 目	無利子とする理由	判 断 基 準	具 体 例
<p>1 農業の新部門等への進出</p>	<p>当該担い手の従来の農業技術では対応できない</p> <p>〔 1 新部門導入に当たり、必要な機械・施設等を整備するため、初度コストが割高 2 高度な技術の修得が必要であるとともに技術の定着までに時間が必要 3 新たな取組への精神的な負担 〕</p>	<p>① 次の作目区分を基本として、従来、取り扱っていない作目（品種を含む。）区分へ進出する場合（同一区分であっても、露地栽培・施設栽培は別区分とする。）</p> <p>〔 米穀、麦類、豆類、雑穀、芋類、野菜（葉茎菜）、野菜（根菜）、野菜（果菜）、野菜（育苗）、花き（切花）、花き（鉢物）、花き（花木）、花き（育苗）、果樹、養蚕、工芸作物、飼料作物、きのこ、乳用牛、肉用牛（繁殖）、肉用牛（肥育）、肉用牛（繁殖肥育一貫経営）、豚、鶏（採卵）、鶏（ブロイラー）及びその他の家畜 〕</p> <p>② 作目区分は従来と同じであるが、新たな技術で、品質・収量の向上又はコスト・労働力の削減に資するものを導入する場合</p> <p>③ 作目区分は従来と同じであるが、農用地の利用集積など規模の拡大を図り、生産コストの削減など経営の合理化に資するものを導入する場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 輸入による価格下落に悩む野菜農家 → 花きの施設栽培を導入</li> <li>・ 需給緩和による価格下落に悩む稲作農家 → 畜産に転換</li> <li>・ トマトの露地栽培 → 施設水耕栽培</li> <li>・ 水稲慣行栽培 → 水稲直播による大規模栽培</li> <li>・ 野菜慣行栽培 → 低コスト機械化体系の導入</li> <li>・ 当該経営において、生産方式等の改善を通して、従来と比べて規模拡大を図る場合又は機械装備の能力の向上等を図る場合</li> <li>・ 利用権の設定又は受委託による農地等の利用集積を図る場合</li> </ul>
<p>2 加工・流通部門への進出（起業）</p> <p>〔 主として自らの農業経営において生産した農畜産物の加工・流通をいう。 〕</p>	<p>当該担い手の従来の技術、経営ノウハウ等では対応できない</p> <p>〔 1 新部門導入にあたり、必要な機械・施設等を整備するため、初度コストが割高 2 高度な技術の修得が必要であるとともに技術の定着までに時間が必要 3 系統等の既存の情報の他、独自でも市場動向、消費者ニーズの的確な把握が必要 4 新たな取組への精神的な負担 〕</p>	<p>① 加工・流通に取り組んでいない者が、これを開始する場合</p> <p>② 既に加工・流通に取り組んでいた者が、従来のノウハウでは対応できない新しい加工分野・流通方法等を開始する場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 転作大豆を用いた豆乳アイスクリーム作りを開始</li> <li>・ 地域内の消費者向けの直売の開始</li> <li>・ 酪農法人が、ナチュラルチーズ加工を開始</li> <li>・ インターネットを利用した直接販売の開始</li> <li>・ 農作業・加工体験等を組み合わせた消費者との交流を併せ行う取組</li> <li>・ ブドウのジャム加工 → ワイン製造開始</li> <li>・ カット野菜製造 → 野菜ジュース製造開始</li> <li>・ 搾っただけのジュース製造 → 濁りや変色のないジュースの製造開始</li> </ul>

## 農業改良措置の判断基準（例）：農商工連携による場合

項 目	無利子とする理由	判 断 基 準	具 体 例
<p>1 農業経営に必要な施設の設置</p> <p>〔連携先の農業者等が、認定中小企業者のニーズに適合した新品種の作物を提供するため、これに対応する新規農畜産物を生産することをいう。〕</p>	<p>新品種の作物を導入する連携先の農業者等に係る諸般の負担の軽減</p> <p>〔連携先の農業者等の農業経営に必要な施設を連携先の農業者等に代わって認定中小企業者が取得して提供することにより、連携先の農業者等は機械を所有することなく必要な機械作業が可能となり、過剰投資、施設の遊休化による農業経営負担の軽減及び農業生産力の増強が図られるため。〕</p>	<p><b>【認定中小企業者の支援措置】</b> 無利子資金で導入した高性能機械等を連携先の農業者等に貸与</p> <p><b>【農業改良措置】</b> 認定中小企業者からの高性能機械等の貸与により、労働時間を軽減するとともに、新商品向けの農畜産物の生産を実現。 （新品種の導入、農作業の効率化）</p> <p><b>【連携先の農業者等のメリット】</b> ○従来から取組を考えていたが、諸般の負担から二の足を踏んでいた新規農畜産物の導入を実現 ○新規農畜産物の導入による所得の増加 ○確実な売り先の確保 ○生産物の高値取引</p> <p><b>【認定中小企業者のメリット】</b> 無利子資金で導入した高性能機械等を連携先の農業者等に貸与することにより、国産農畜産物の量的・安定的確保が可能になり、高品質な加工品を安定的に製造し、広域販売を実現。</p>	<p><b>【認定中小企業者の支援措置を受けた連携先の農業者等の取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水稻栽培 →豆腐用大豆又はコロッケ用じゃがいも栽培</li> <li>・ 需要緩和による価格下落 →米粉への加工適性に優れた水稻品種の栽培</li> </ul> <p><b>【認定中小企業者の支援措置を受け、連携先の農業者等の導入が期待される施設の例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ごぼう収穫（手作業） →ごぼう収穫機</li> <li>・ 軟弱野菜調整（手作業） →軟弱野菜調整機</li> </ul>

項 目	無利子とする理由	判 断 基 準	具 体 例
<p>2 中小企業者の使用する加工施設又は販売施設の改良、造成又は取得</p> <p>〔認定中小企業者が、連携先の農業者等の生産する農畜産物又はその加工品を加工・流通・販売することをいう。〕</p>	<p>従来作物を増産する連携先の農業者等に係る諸般の負担の軽減</p> <p>〔加工施設等を設置する認定中小企業者が、連携先の農業者等の生産した農畜産物又はその加工品を相当程度使用すること又は相当程度販売することにより、連携先の農業者等の経営安定が図られるため。〕</p>	<p><b>【認定中小企業者の支援措置】</b>          コロッケ、豆腐を生産・販売するために、新しい豆腐の開発、販路の拡大を行うとともに、自らが加工製造施設や製造機器を設置して、連携先の農業者等から、生産するじゃがいもや新たな大豆を大口・高価で安定的に購入する。</p> <p><b>【農業改良措置】</b>          認定中小企業者に対してじゃがいもと豆腐用の大豆を規模拡大して提供する場合において、生産量の拡大により作業の効率化がなされるとともに、確実な売り先の確保により農業経営の安定を実現。          （作業の効率化）</p> <p><b>【連携先の農業者等のメリット】</b>          ○従来から取組を行ってきた農畜産物を規模拡大することにより、農作業の省力化が実現          ○新規作物の導入による所得の増加          ○確実な売り先の確保          ○生産物の高値取引</p> <p><b>【認定中小企業者のメリット】</b>          ○連携先の農業者等の生産物を原料とする新商品の開発、販路拡大          ○連携先の農業者等が生産する農畜産物を加工・販売するため自らが加工製造施設や製造機器を設置          ○連携先の農業者等が生産する農畜産物を大口・高価で安定的に購入</p>	<p><b>【認定中小企業者の支援措置を受けた連携先の農業者等の取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大豆、じゃがいも栽培            →豆腐用大豆、コロッケ用じゃがいも栽培（増産）</li> </ul> <p><b>【認定中小企業者の支援措置を受け、連携先の農業者等の導入が期待される施設の例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・じゃがいも貯蔵、加工施設</li> <li>・豆腐製造機</li> <li>・コロッケ製造機械</li> </ul>